

稲毛ファミリーハイツ管理組合みどりの協定

(協定の目的)

第1条 この協定は、私達のファミリーハイツを四季を通じて緑に包まれ、自然の推移と恵を肌を感じ、心身共に健康で快適な生活を営むことができる環境を作ることを目的とします。

(協定の名称)

第2条 この協定は、稲毛ファミリーハイツ管理組合みどりの協定(以下「協定」という。)とします。

(協定の区域)

第3条 協定の対象となる土地の区域は、稲毛ファミリーハイツ管理組合(以下「管理組合」という。)の管理する敷地内全域とします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、都市緑地保全法(昭和48年法律第72号以下「法律」という。)第14条の規定にもとづいて締結するものとします。

(協定の効力)

第5条 この協定は、第1条の目的を達成するため、法律にもとづいて認可の公告があった日から効力が生ずるものとし、また、この日以後に新たに土地所有者等となった者に対してもその効力がおよぶものとします。

(協定の変更および廃止)

第6条 協定事項(内容)を変更しようとするときは、協定者全員の合意を必要とし、法律による認可を受けるものとします。

2 協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の合意を必要とし、法律による認可を受けるものとします。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、認可の公告があった日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとします。

(緑化に関する事項)

第8条 第1条の目的を達成するため、植える木などについて、次の通り定めることにし

ます。

1 植える木の種類と場所

植える木は、ハイツ内の緑化を豊かにするばかりでなく近隣の住宅環境をも良くするため、それに適する樹種を次のものから選び枯木の回復などを考慮して植栽することとします。

(1) 植える木の種類

- イ 花の咲く木 さくら、つばき、さざんか、つつじ、くちなし など
- ロ 果実が楽しめる木 いちじく、びわ、ピラカンサ、ざくろ など
- ハ 家並をやわらげる木 けやき、まてばしい、まつ など

(2) 植える場所

ハイツ内の公園や各棟の空地、その他管理組合で定めた場所。

(3) その他

ハイツ内の各地区には、四季の変化をもたせ、ハイツ外周には主として常緑樹を植栽し、緑豊かなハイツとしてのイメージを高めることにします。

2 植栽は、管理組合に委任するものとし、管理組合は早めに植栽方法を定め、目的実現のため最大限努めるものとします。

(植栽樹木の保護および管理)

第9条 協定者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう植栽した樹木を良好に保護するよう努めなければなりません。

2 植栽した樹木の病虫害防除、施肥、剪定等の樹木の保護および育成に要する管理は管理組合に委任するものとします。

3 植栽した樹木を伐採、もしくは移植するときは、管理組合の定めた稲毛ファミリーハイツ管理組合規約にもとづいて行うものとします。

(協定に違反したとき)

第10条 故意または重大な過失により植栽した樹木等を伐採し、もしくは損傷する等により、この協定に違反したときは、違反した者に対して、とりきめたことからの実施を求め、もしくは原状に回復することを求めることができます。違反者が、この求めに応じないときは、管理組合が違反者にかわってこれを行い、要した費用は違反者の負担とします。